

平成27年より相続税増税 相続税生前対策 / 二次相続対策のご案内

相続税増税

平成27年1月1日以降に亡くなった方から、相続税が
増税されます。一番の増税の要因は、相続税の基礎控除
が**4割引き下げ**られることです。

(改正前)
 $5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数}$



(改正後)
 $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}$

たとえば、法定相続人が配偶者、子供2名の場合
改正前は基礎控除が8,000万円あったものが、改正後は
4,800万円に引き下げになります。

基本的には基礎控除以上の財産を持っている方は相続
税がかかります。

相続税生前対策

相続税の節税を検討するためには、まずは現状の財産
であればどの程度の相続税額になるのかシミュレーシ
ョンすることからスタートします。

その次に、生前贈与や不動産の組換えなどの節税方法
を具体的に策定、提案いたします。

相続税シミュレーション



相続税対策の提案

二次相続対策

「相続税は二次相続が大変」と聞いたことはないでしょうか。
相続税は一次相続よりも二次相続の方が多額になることがあり
ます。その原因は、主に「**配偶者税額軽減制度**」にあります。
「配偶者税額軽減」とは、配偶者は相続した財産のうち①法定
相続相当、②1億6,000万円のいずれか多い額までは相続税が
ゼロとなる制度です。一次相続で配偶者税額軽減をフル活用し
納税額を最少にした場合、二次相続では配偶者税額軽減が受け
られないため、相続税が多くなります。

一次相続で重要な点は、**一次相続と二次相続を合わせた
相続税額を考慮して判断すること**です。

二次相続対策では、①法定相続した場合、②配偶者税
額軽減をフル活用した場合、③一次相続であって配偶者税
額軽減を適用しなかった場合の3パターンで、一次相続と
二次相続のトータル税額からどれが有利なのかシミュレー
ションします。

- サービス内容
 - ・ 相続税シミュレーション
 - ・ 相続税対策の提案
 - ・ 二次相続対策
- 料金（税別）
 - 基本報酬 15万円
 - 加算報酬
 - 土地（利用単位1区画あたり） 2万円
 - 非上場株式（1社あたり） 10万円
 - 二次相続対策 3万円

初回
相談料無料

● 申込書

申込日付	年 月 日		
氏名			
フリガナ			
住所			
生年月日			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

※個人情報に関する取扱いについて / 記載されたお客様の情報は資料の送付に使用します。法令に定める場合のほか、お客様の承諾なしに他の目的に使用し
ません。また、弊社が個人情報の管理について事前調査した上で契約しましたダイレクトメール発送代行会社に発送データとして委託することがございます。

中村税理士事務所 / 社会保険労務士事務所

http://www.sn-tax.jp
E-mail: info@sn-tax.jp

■ 〒220-8143

横浜市西区みなとみらい2-2-1

横浜ランドマークタワー43階

TEL

045-228-2381

FAX

045-228-2383